

一次産業等の体験を通じた南部地域との関係づくり業務仕様書

1 委託業務名

一次産業等の体験を通じた南部地域との関係づくり業務委託

※南部地域とは、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町の13市町をいう。

2 業務の目的及び概要

本業務は、今後も人口減少が継続すると予想される南部地域において、一次産業や地域コミュニティ、伝統行事等の担い手不足を解消し、南部地域に賑わいをもたらす人の流れを創出するため、地域内外の企業や人びととの継続的なつながりづくりをめざした、一次産業等に関する体験機会の提供を企画・運営するものである。

3 履行期間

契約の日から令和8年3月27日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 一次産業等体験の企画

① 企画

企業や人びとと地域の継続的なつながりづくりに向けて、地域の魅力を感じてもらうことを目的とした、一次産業等に関する体験機会の提供を企画すること。なお、企画において、目指す効果・企画に含める内容は以下のとおりとする。

【目指す効果】

- ・企業が地域を知ること、企業の地域貢献活動や企業研修の場としての活用など、今後の継続的なつながりが創出される効果
- ・地域と多様な形で関わりを持つ関係人口が拡大する効果
- ・一次産業等の人手不足の解消につながる効果

【企画に含める内容】

- ・参加者が一次産業等の体験だけでなく、地域の多様な魅力を知ることができるよう、参加者に対して、受入期間中に開催される地域の伝統行事（祭等）やイベント、地域の周遊スポット等を紹介するなどの工夫を行うこと。
- ・受入先（農家等）を含む地域の方と参加者との交流会を開催すること。なお、進行役を手配し、交流会に参加していただく地域の方は3名以上を確保すること。
※交流会にかかる飲食代を参加者の自己負担とすることは差し支えない。

② 実施地域

南部地域から2地域以上選定すること。なお、原則として別紙候補一覧の中から選定することとするが、より高い効果が見込まれ、地域との調整等を含め実施可能なものであれば、それ以外を提案することも差し支えないものとする。

※実施地域は、県及び地域（市町担当者）と受託者で協議の上決定するものとする。

③ 実施期間

1 地域あたりの実施期間は14日間以上を確保すること。

④ 企業との継続的なつながりづくりに向けた取組の提案・実施

一次産業等体験に企業が参加し、今後の継続的なつながりをつくるための取組・アプローチ等を提案の上、②の実施地域のうち1以上の地域で実施すること。

例) 人事担当者を対象とした福利厚生・研修プログラムの開催、地域の魅力を深く知るための企業向けモニタープログラムの開催等

(2) 受入に向けた調整・準備

① 受入先への説明会の開催

受入をスムーズに進めるため、受入先（農家等）に対する説明会を開催すること。

② 受入先との調整

受入先と、受入に向けて必要な調整を行うこと。また、受入先には必要に応じて謝礼等を支払うこと。

③ 参加案内資料の作成

参加者が、宿泊場所や交通手段等について事前に準備ができるよう、参加の案内をまとめた資料を作成すること。特に交通手段については、公共交通機関を利用した交通手段やレンタカーの借りられる場所等、詳細に案内すること。

(3) 参加者募集

① 参加者数の条件

1 地域あたりの参加者数は20名以上を確保すること。また、実施地域に関わらず、2社以上の企業が一次産業等体験に参加すること。なお、企業としての参加とは、以下の条件のいずれかを満たすものとする。

【条件】

- ・ 企業研修や企業の福利厚生プログラムとしての参加
- ・ 同企業から3名以上が参加
- ・ 企業が当該地域とつながりを持つことを目的に、具体的に事業を検討しているなど特段の事情がある場合

※1 地域あたりの参加者数20名の中に、企業としての参加者を含めることは差し支えない。

② 募集・受付・マッチング

参加者の募集、受付、受入先とのマッチングを行うこと。

③ SNS・WEB広告の実施

参加者を広く募集するため、SNS広告またはWEB広告を実施すること。

(4) 一次産業等体験の実施・運営

① 参加者の保険加入

不測の危険に備えて、参加者全員に傷害保険に加入させること。

② 参加者へのサポート

参加者に対して、以下のサポートを行うこと。

- ・体調不良者の対応
- ・参加者への集合場所の連絡
- ・参加者の当日の出欠確認
- ・駐車場の確保
- ・当日の天候等に応じた実施内容の調整
- ・参加者からの問合せへの対応

③ アンケート調査の実施

参加者へのアンケート調査を実施すること。アンケート内容については、三重県と協議の上決定すること。

(5) 独自提案取組

事業の趣旨を踏まえたうえで、当該事業をより効果的な内容とする方策（例：地域の魅力を知ることができるイベントの開催、地元農家と参加者の意見交換会の実施等）について、委託料の範囲内で実施可能なものがあれば提案のうえ取り組むこと。

(6) 事業実施報告書の作成

① 事業内容の報告

事業の結果を報告書としてまとめること。その際、実施結果の分析を行って課題を整理するとともに、企業との継続的なつながりづくりに向けた今後の取組方向の考察についてとりまとめること。

② アンケート結果の分析

報告書には、参加者に向けて実施したアンケート結果を掲載するとともに、分析して結果をまとめること。

5 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

- ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (4) 再委託を行う場合には、事前に三重県の実情を把握し、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示をする場合がある。
 - (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
 - (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
 - (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
 - (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
 - (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
 - (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

6 納品する成果物

4 (6) で作成した事業実施報告書を電子データで1部提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月27日(金)

(2) 提出場所

三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 南部地域振興企画課

Email:nanbu@pref.mie.lg.jp